

吹田市南吹田地域土壌・地下水汚染浄化対策検討委員会運営方針（案）

（趣旨）

第1条 この運営方針は、吹田市土壌・地下水汚染浄化対策委員会設置要領（平成22年7月15日）第9条の規定に基づき、吹田市南吹田地域土壌・地下水汚染浄化対策検討委員会の運営について必要な事項を定める。

（会議の公開）

第2条 会議は、原則として公開するものとする。

- 2 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員は、5名以上8名以下の範囲内で会場の広狭に応じて委員長が定める。
- 3 会議の傍聴を希望する者が、定員を超えている場合は、傍聴者を抽選で決定する。

（会議資料の閲覧）

第3条 会議を公開するときは、原則として傍聴者に会議資料を閲覧するものとする。この場合において、閲覧する会議資料の範囲は、委員長が定める。

（会議の傍聴）

第4条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

- 2 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に議事を妨害しないよう注意するなど必要な指示をし、又は事務局職員に指示させることができる。
- 3 委員長は、前項の指示をしたにもかかわらず、会議の運営が困難であると認めるときには、傍聴者を退室させることができる。

（会議の非公開）

第5条 委員長は、会議を公開することにより吹田市情報公開条例（平成14年吹田市条例第10号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号に掲げる公開しないことができる情報又は公開することができない情報に係る事案を検討する場合にあっては、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 2 委員長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。
- 3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、委員長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(会議録等)

第6条 委員長は、会議ごとに会議の概要その他必要な事項を記載した会議録を作成するものとする。

2 会議録は、委員の確認を得るものとする。

3 会議録は、前項の手続きを経て確定した後、公開する。ただし、情報公開条例第7条に掲げる公開しないことができる情報又は公開することができない情報に該当する部分については、非公開とすることができる。

4 会議資料は、原則として公開するものとする。ただし、その公開範囲は、傍聴者に閲覧する会議資料の範囲と同じとする。

附 則

この運営方針は、平成22年 月 日から運用する。